

平成18年度見直し対象法人の概要

資料1-4

主務府省	法人名	目標終了年度	主な業務	常勤職員数(人) 注1	H18支出等(億円)注2			行政サービス実施コスト(億円)注3
					運営費交付金	その他の補助金等		
内閣府	北方領土問題対策協会:注4	19	・北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について国民世論の啓発 ・北方地域旧漁業権者等に対する援護措置としての資金の融通	19	10	7	3	8
外務省	国際協力機構	18	・国際約束に基づく開発途上地域への技術協力の実施及び無償資金協力の実施の促進 ・開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の推進 ・開発投融資事業(平成13年度末に新規案件採択終了)及び移住融資事業(平成17年度末に新規貸付け廃止予定)	1,327	1,644	1,575	31	1,668
	国際交流基金	18	・国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい ・海外における日本研究に対する援助及びあっせん、日本語の普及 ・国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん	216	173	134	—	165
文部科学省	教員研修センター:注5	18	・学校教育関係職員に対する研修	51	19	16	2	19
厚生労働省	科学技術振興機構	18	・新技術の創出に資する研究及び企業化に向けた開発 ・科学技術に関する情報の流通促進・研究開発の交流支援 ・科学技術に関する知識の普及、国民の関心・理解の増進	2,814	1,134	1,014	13	996
	日本私立学校振興・共済事業団:注6	19	・私立大学等経常費補助金の学校法人への交付 ・学校法人等に対する施設整備等に必要な資金の貸付け ・私立学校教職員共済法の規程に基づく共済事業	103	4,006	—	2,575	2,529
	日本学術振興会	19	・学術研究に関する必要な助成 ・研究者の海外派遣及び受入れ	99	1,379	294	1,082	1,172
	日本学生支援機構	20	・経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する学資の貸与	534	9,169	220	1,134	690
	国立大学財務・経営センター二	20	・国立大学法人等に対する施設整備等のための資金の交付及び貸付け ・国立大学法人等の財産の有効活用に関する協力及び助言	25	1,816	5	—	34
	労働政策研究・研修機構	18	・内外の労働に関する事情及び労働政策についての調査研究 ・厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他関係者への研修	135	36	33	1	33
農林水産省	福祉医療機構	19	・社会福祉事業施設及び病院等の設置等に必要な資金の貸付け ・社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業	255	22,485	110	398	690
	雇用・能力開発機構	19	・雇用管理の改善に対する援助及び公共職業能力開発施設の設置・運営 ・財形貯蓄を行っている勤労者に対し、事業主等を通じた住宅資金及び教育資金の融資 ・経済的理由により公共職業訓練の受講が困難な訓練生に対する資金の貸付け	4,228	6,731	862	470	1,610
	農林漁業信用基金	19	・農林漁業者の経営に必要な資金借入に係る保証及び保険 ・農業信用基金協会及び漁業信用基金協会に対する同協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸付け	119	2,137	—	27	23
経済産業省	日本貿易振興機構	18	・貿易に関する調査及び成果の普及 ・貿易取引のあっせん ・民間事業者等の行う貿易振興業務に対する貸付け(平成15年10月の独法化をもって新規貸付け廃止)	1,609	405	239	122	287
	原子力安全基盤機構	18	・原子力施設及び原子炉施設に関する検査 ・原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価	451	253	236	—	231
	新エネルギー・産業技術総合開発機構:注7	19	・産業技術・新エネルギー及び省エネルギー技術に関する研究開発 ・新エネルギー利用事業に必要な資金借入に係る債務保証	(1,256)	(2,210)	(1,555)	(655)	(2,088)
	情報処理推進機構	19	・プログラムの開発及び普及 ・プログラム開発等に必要な資金借入に係る債務保証 ・情報関連人材育成及び情報処理技術者試験	206	99	52	7	55
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	19	・石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要な資金の出資、融資及び債務保証 ・石油等及び金属鉱物の探鉱等に必要調査・研究 ・石油及び金属鉱産物の備蓄	509	10,982	389	1,223	242
	中小企業基盤整備機構:注7	20	・中小企業者等の事業活動に必要な助言及び研修 ・中小企業者等に対して貸付けを行う都道府県への資金供給 ・小規模企業共済事業の実施	(849)	(12,725)	(222)	(319)	(▲435)

主務府省	法人名	目標終了年度	主な業務	常勤職員数(人) 注1	H18支出等(億円)注2		行政サービス実施コスト(億円)注3	
					運営費交付金	その他の補助金等		
国土交通省	自動車検査※:注8	18	・自動車が保安基準に適合するかどうかの審査	871	118	98	19	146
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構:注7	19	・鉄道等の建設及び大規模な改良 ・内航海運活性化のための資金の融資 ・高度船舶技術に係る試験研究に対する利子補給	(1,830)	(18,113)	(8)	(1,467)	(▲4,348)
	自動車事故対策機構	18	・運行管理者等に対する指導講習及び自動車の運転者に対する適性診断 ・療護センターの設置及び運営並びに重度後遺障害者に対する介護料の支給 ・交通遺児等に対する生活資金等の貸付け	336	146	87	42	116
	奄美群島振興開発基金:注9	20	・奄美群島内の中小規模事業者の事業活動に必要な債務の保証及び事業資金の貸付け	20	38	—	3	1

注1: 常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む。)は平成18年1月現在。

注2: H18支出等は平成18年4月現在。「その他の補助金等」は国の財源措置から運営費交付金を除いたもの。

注3: 行政サービス実施コストは平成16年度の額。なお、中小企業基盤整備機構は16年7月、奄美群島振興開発基金は16年10月に設立。

注4: 黄色の欄の法人は、融資等業務を行う独立行政法人。

注5: 下線の付いた法人は、国の機関等から独立行政法人へ移行したもの(先行独法)、その他は特殊法人等から独立行政法人へ移行したもの(移行独法)。

注6: 日本私立学校振興・共済事業団においては、助成業務に関して独立行政法人通則法の規定を準用しており、平成19年度末に中期目標期間が終了。記載の数値はすべて助成業務に係るもの。

注7: 融資等業務のみ前倒しで見直しを行う法人についても法人全体の数値を記載。

注8: ※の付いた法人は、役職員に国家公務員の身分を与える独立行政法人(特定独法)。

注9: 奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づき設立されており、同法の期限は平成20年度末となっている。